# 第23回期 第21回浅川町農業委員会総会 議事録

- 1 開催日時 平成31年3月14日(木) 午後1時30分から午後2時5分
- 2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室
- 3 出席委員(委員8人・推進委員10人)

会 長	10番	生田目源一
会長職務代理者	9番	大河内一二
委員	1番	會田 陽子
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	小針 賢一
同	5番	会田 嘉治
同	6番	佐川 健二
同	8番	八旗 正紀
推進委員	(浅川·滝輪)	石塚 隆晴
同	(里白石・福貴作)	小宅 正一
同	( 同 )	我妻 秀雄
同	( 簑 輪 · 袖 山 )	関根 榮治
同	( 中 根 松 )	江田 利光
同	(大草)	佐川 光一
同	(東大畑・畑田)	小室 勝弘
同	(小貫・太田輪)	八木沼 進
同	(山白石)	佐藤 博
司	( 同 )	圓谷 広行

4 欠席委員(委員2人・推進委員1人)

委員2番 酒井 秀忠同7番 角田 一志推 進 委 員(染)川音 光平

- 5 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会議書記の指名
  - 第3 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

2件

議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

2件

議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地

利用集積計画の作成に対する決定について

議案第46号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積(下限面積) の設定について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 岡部 真

主 査 木谷 裕人

## 7. 会議の概要

事務局長

一同ご起立願います。礼、着席願います。

会長から開会と招集のご挨拶をいたします。

会 長

ただいまから第21回浅川町農業委員会総会を開会いたします。

あらためまして、こんにちは。第21回浅川町農業委員会総会を招集しましたところ、委員の皆様方にはいつものように大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。春と言いますか、太陽の日差しも一段と暖かさを増して来まして、農作業の方にもそろそろ取り掛かる時期なのかなと思っております。ただ、春先や秋もそうなのですが、農作業中の事故等が近頃大変発生しておりますので、この件につきましても少しでも皆さんと協力しながら声掛けをして、防いでいきたいと思いますのでご協力の程よろしくお願いいたします。

本日の議案は4件でございます。いつものように慎重なる審議をお願いいた しまします。

会 長

本日の出席状況ですが、出席委員は10名中8名です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第21回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。

なお、推進委員の出席は11名中10名です。

2番、酒井秀忠委員、7番、角田一志委員および推進委員の川音光平委員から欠席の旨通告がありましたので報告いたします。

会 長

議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、 会長指名することで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

会 長

異議なしと認め、6番、佐川健二委員、8番、八旗正紀委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の木谷 主査を指名いたします。

それでは日程第3、議案第43号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。

事務局より議案の朗読を求めます。

事務局長

【議案朗読】

会 長

皆様にお諮りします。議案第43号、農地法第3条①②については関連があり

ますので一括して審議したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

# 会 長

異議なしと認め、議案第43号、農地法第3条①②について、大草地区推進委員、佐川光一委員の調査報告および意見を求めます。

## 佐川委員

はい、大草地区担当推進委員の佐川光一です。

まず、議案第43号、農地法第3条①の規定による許可申請に対する意見決定 について、3月9日午前9時半、佐川健二委員と調査いたしましたので、結果報告いたします。

譲渡人、 さん。譲受人、

、 以下記載のとおりです。

譲渡人の さんは現在一人暮らし、更には高齢のため農地の管理は難しいことから長年、親しくお付き合いしている さんに土地を管理してもらいたいという事でした。譲受人の さんは現在、 を経営しております。農地は両親が管理しているという事でした。

農地法第3条第2項の1号から7号まで、何ら問題なく許可相当であるとみて きましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

続いて、議案第43号、農地法第3条②の規定による許可申請に対する意見決定について、3月10日午前9時半より佐川健二委員と調査いたしましたので、 結果報告いたします。

譲渡人、 さん。譲受人、

、 以下記載のとおりです。

譲渡人、 さんは現在一人暮らしで、更には高齢のため農地の管理が難しいことから長年親しくお付き合いして、さらに最近は農地の管理もお願いしている さんに所有権を移転したいという事でした。譲受人の さんは現在、 を経営しております。農地は、両親が管理しているという事でした。

農地法第3条第2項の1号から7号まで、何ら問題なく許可相当であるとみて きましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

## 会 長

事務局より補足説明をお願いします。

# 事務局長

議案第43号農地法第3条①と②について、一括して補足説明申し上げます。今回の申請の①の譲渡人 さん、②の譲渡人 さん、譲受人 さんいずれも大草の方です。 さんは現在、 に一人暮らしをされており農地等を管理することはできないことから以前から処分を検討していたようで、隣保班でお付き合いがあって農地に近い場所に自宅があり、これまでも草刈り等をしていただいた さんに購入してもらえないか相談を持ちかけ、 さんが購入を了承し申請を提出したものでありますが、 さんが さんから農地を買受するためには本日の議案にもありますが浅川町の下限面積3,00

0 m2の要件をクリアできないため、 さんはかねてから付き合いのあった さんに農地を貸してもらえないか相談したとのことです。

さん自身も高齢であることから①の3筆について借りることの了承を得られたため、今回 さんとの賃借権の設定および さんからの所有権の移転を同時に申請するものです。

農地法第3条第2項各号に該当するか否かについてですが、①で農地を借り受けることとなったため さんから取得するための下限面積要件も問題なく、また②についてもこれまでも さんが管理をされていたとのことで、農地の管理状況等に変わりはないため問題ないものと思われます。以上です。

会 長

地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第43号①②について、質疑ございませんか。

(「異議なし」の声)

会 長

質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。

議案第43号、農地法第3条①②について、許可することに賛成の農業委員は 挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長

全員賛成ですので、議案第43号、農地法第3条①および②は許可決定いたします。

次に、議案第44号、農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より議案の朗読を求めます。

事務局長

【議案朗読】

会 長

議案第44号、農地法第5条①について、浅川・滝輪地区推進委員、石塚隆晴 委員の調査報告および意見を求めます。

石塚委員

はい、浅川・滝輪地区担当の石塚です。

議案第44号農地法第5条①についての調査結果の報告及び意見を申し上 げます。

13日午後1時より地区副担当の會田委員及び譲渡人、譲受人立会いの下、現地にて調査をしてまいりました。 の畑449㎡に一般住宅及び駐車場2台分を建設したいということです。汚水は町公共下水道に接続し、雨水は町道側溝に放流するそうです。調査項目であります、一般住宅の(1)~(12)について該当する項目がなく、今回の転用については問題ないものとみてきましたのでご審議をお願いいたします。以上です。

会 長

続いて事務局より補足説明をお願いいたします。

### 事務局長

農地転用許可の検討事項ということで補足説明いたします。

まず、立地基準となる農地の区分につきましましては、水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設または公益的施設がある区域にある公共施設便益地域内農地ということで農地転用基準の第3種農地と判断しました。

次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は、一般住宅敷地であり適当であると思われます。

転用に必要な資力、信用については、全額借入金で賄う計画であり資金証明も 添付されており問題ありません。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。

許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、工期は31年12月末までとされており該当しません。 行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、建築基準法等について許可見込であり該当しません。 法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。

申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、申請地のみの計画のため該当しません。

事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、一般住宅敷地として適当な面積であり該当しません。

申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、一般住宅が目的ですので該当しません。

転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、周辺は宅地化が進み農地の拡がりはなく支障ありません。なお、汚水は公共下水道による処理、雨水は既設の町道側溝に放流する計画となっております。以上です。

## 会 長

地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第44号、農地法第5条①について、質疑ございませんか。

(「異議なし」の声)

# 会 長

質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。

議案第44号、農地法第5条①について、許可相当と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

## 会 長

全員賛成ですので、議案第44号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたします。

次に、議案第45号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農 用地利用集積計画の作成に対する意見決定について上程いたします。事務局より 議案の朗読を求めます。

# 事務局長

# 【議案朗読】

## 会 長

皆様にお諮りいたします。議案第45号、農業経営基盤強化促進法第18条①②については関連がありますので一括して審議したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

## 会 長

異議なしと認め、議案の審議に入りたいと思いますが、農業経営基盤強化促進 法第18条①②については、 委員が借受人となっておりますので、農業 委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議 案の審議開始から終了まで退席していただきます。

# (委員退室)

## 会 長

事務局より説明を求めます。

## 事務局長

事務局より説明いたします。

被設定人の さんは、皆様ご存じのとおり で、また認定農業者であり、人・農地プランにおいても 地区の担い手として名前があげられております。設定人の さん、 さんは親子です。

今回利用権を設定しようとする農地は、いずれもこれまで さんが 委員 に耕作等をお願いしていたとのことです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、一つ目、農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。二つ目、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、及び、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。三つ目、対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は問題ないと思われます。以上です。

# 会 長

続いて、この集積計画①②に対して小貫・太田輪地区推進委員の八木沼委員の 意見を求めます。

## 八木沼委員

はい、小貫・太田輪地区の推進委員の八木沼です。

先日、 さん、 さん親子と さんに確認したところ、今までも さんが耕作等お願いされており、その耕作の契約が終了という事

で新たに契約を結んだという事です。借受人の さんは、 であり、 認定農業者であり農業に従事しております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の全ての項目を満たしておりますので、問題ないと考えます。ご審議お願いいたします。以上です。

会 長

事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。 議案第45号、農業経営基盤強化促進法第18条①②について、質疑ございませんか。

(「異議なし」の声)

会 長

質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。

議案第45号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①および②について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長

全員賛成ですので、議案第45号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による農用地利用集積計画①および②については決定いたします。

議事が終了しましたので、
委員に対する議事参与制限を解除します。

(委員着席)

会 長

委員に報告します。議案第45号、農業経営基盤強化促進法第18条①および②については、計画のとおり決定されました。

次に、議案第46号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積(下限面積)の設定について上程いたします。

事務局より議案の朗読、説明を求めます。

事務局長

## 【議案朗読】

続きまして、説明を申し上げます。

先月の総会において、農地法第3条の規定による下限面積の設定について1年 に1度審議することとされているため、今回議案にかかる旨お知らせさせていた だきました。

この下限面積については、農地法の中では一律50アールとされておりますが、市町村ごとに農地法施行規則第17条各項の基準に該当する場合、別に設定できることとされております。

第1項は、設定しようとする下限面積未満の農地を耕作している農家が地域全体の4割を超える場合、設定できることとされています。第2項は、設定しようとする区域内に耕作放棄地が相当程度存在し、地域の農地の総合的な利用の確保に支障がない場合は、設定区域における農地の保有及び利用状況及び将来の見通

し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積を設定できることとされております。

第1項については農林業センサスで判断することとなるのですが、当時の20 10の農林業センサスでは30アール未満の農地を耕作している農家は4割未満であり該当しておりませんでした。なお、最新の2015の農林業センサスでも4割未満となっております。

浅川町においては、平成28年に前農業委員の皆様に農地法第3条の規定による下限面積の設定について議論いただいた中で、「高齢化が進み、耕作放棄地が増えていっている現状からも、今後の新規就農の支障とならないよう町内全域において30アールが妥当」という意見が多く、これが第2項の基準に合致するとし、平成28年3月の農業委員会総会において決定がなされ、平成28年4月の総会以降について適用されているという状況であります。

先ほども申し上げましたが、この下限面積については、平成22年に改正された農林水産省経営局長通知の「農業委員会の適正な事務実施について」において、農業委員会は毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について検討し、検討した結果を公表することとされていることから、1年に1回、修正が必要かどうかの検討をしていくこととなっております。

議案書の方針にもありますが、平成28年に設定されたばかりで、当時と状況 に変化がそれほどあるとは思われないため、変更の必要はないかと思われます が、皆様方で審議のうえ決定をお願いいたします。以上、補足説明です。

会 長

事務局より議案の朗読および説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第46号について、質疑ございませんか。

(「異議なし」の声)

会 長

質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。

議案第46号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積(下限面積)の設定については、30aから変更しないことと決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長

全員賛成ですので、議案第46号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積(下限面積)の設定については、引き続き30aとすることに決定いたしました。

次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。

会 長

はい、ないようですので、事務局からお願いします。

事務局長

はい。次回の総会の日程を申し上げます。4月16日火曜日、午後1時30分を予定しております。以上でございます。

会 長	その他、何でも結構ですので、ありましたらお願いします。
会 長	はい。それでは何もありませんので、以上を持ちまして第21回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。
事務局長	ご起立願います。礼。ご苦労様でした。

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会	会長	(fi)
同	議事録署名委員	Ø
同	議事録署名委員	(fi)